

海老名市教育委員会

(令和元年 9月 定例会議事日程)

日時 令和元年9月27日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 21 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 22 号 海老名市中中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

日程第 3 議案第 26 号 海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正について

海老名市教育委員会

令和元年度 9月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 8月23日(金) 教育委員会8月定例会
市長定例記者会見
成人式実行委員会
- 26日(月) 学校給食検討委員会(文書あいさつ)
- 27日(火) 第二学期始業式
朝のあいさつ運動(今泉中学校)
修学旅行検討委員会
- 28日(水) 週部会
校長会予算要望ヒアリング
- 29日(木) 市議会第3回定例会本会議(開会)
英語教育研修会(社家小学校)
新たな学校づくり推進委員会
- 30日(金) 9月校長会議
特別支援学校神知研担当者あいさつ
教育支援センター打合せ
代表質疑部内ヒアリング
- 31日(土) ひきこもり講演会
えびな文化財探究舎講演会
単P会長会
- 9月 2日(月) 教育委員会辞令交付式
代表質疑市長ヒアリング
「あきば」での図書取次開始
- 3日(火) 学校給食異物混入事案対応
指導主事向け情報教育講演会
学校ICT活用推進協議会
- 4日(水) 市議会第3回定例会本会議(代表質疑)
週部会
一般質問部内調整

- 5日(木) 9月教頭会議
「あきば」図書取次業務視察(TVK取材)
一般質問部内ヒアリング
- 6日(金) 全国学力・学習状況調査基礎資料説明会
台風15号に関する情報連絡会
- 7日(土) 第3回総合教育会議
親子ナイトウォークラリー
- 8日(日) 台風15号災害警戒対策本部
- 9日(月) 台風15号対応(登校2時間遅れ)
通学路安全パトロール・学校支援
台風15号災害警戒対策本部
よりよい授業づくり特別版(有鹿小学校)
- 10日(火) 通学路安全パトロール(杉本小学校)
よりよい授業づくり特別版(大谷小学校)
- 11日(水) 文教社会常任委員会(9月補正)
週部会
- 12日(木) おはなしたまてばこ視察(杉久保小学校)
海老名青年会議所朝会訪問打合せ
十五夜豆腐寄贈セレモニー(有鹿小学校)
- 13日(金) 一般質問部内調整
- 14日(土) 中学校体育祭
- 17日(火) 市議会第3回定例会本会議(一般質問)
- 18日(水) 市議会第3回定例会本会議(一般質問)
臨時最高経営会議
- 19日(木) おはなしたまてばこ視察(有鹿小学校)
- 20日(金) 通学路安全パトロール(杉久保小学校)
歴史絵手紙審査会
教育課題研究会
教育委員会9月臨時会
- 21日(土) 叙勲祝賀会
- 22日(日) 東柏ヶ谷地区レクレーション大会
- 24日(火) 文教社会常任委員会(決算審査)
- 25日(水) 週部会
MOA児童画コンクール実行委員会(審査)
- 26日(木) 最高経営会議
- 27日(金) 市議会第3回定例会本会議(閉会)
教育委員会9月定例会



2 「海老名で教育を受けさせたい」という声を広げるために

私たちの国の人口減とその中での少子高齢化の流れは、着実に進んでいます。

地方公共団体においても同様で、特に、地方においてはそれが顕著に表れ、市町村の存続にかかわる大問題となっているところではあります。

そういう意味では、海老名市のまちの開発・発展による人口増の傾向は特異であると言えます。

しかしながら、海老名市のこの状況が今後も長く継続するという事は難しく、現在の好状況の中で、先を見通しての対策が必要となります。

私としては、「海老名で教育を受けさせたい」という声を広げるための教育施策の展開が大きなカギを握っていると考えているところです。

そのため、私としては、次の3点の教育施策の充実をめざして教育行政を進めているところです。

①教育環境の充実

○地域の公共施設としての学校の再編と施設の改修・建築

○快適で生活しやすい施設維持のための補修

②教育活動の充実

○教職員の教師力・授業力の向上

○保護者や地域の人たちとともに進める学校づくり

○学校教育活動と社会教育活動の連携による子どもの成長支援

③子育て支援の充実

○保護者の経済的な負担軽減

○市民全体で子どもを育てるという教育システムの構築

これらに関する施策を遂行し、その結果として、

・海老名は、学校の教室や廊下がきれいで、安全なんだって

・海老名は、子どもに寄り添い授業がうまい先生が多いんだって

・海老名は、学校だけでなく地域の教育活動が盛んなんだって

・海老名は、学校のかかるお金の補助がいっぱいあるんだって

そして、「海老名で教育を受けさせたい」という声が広がって、今後50年は、入り替わりながら多くの子育て世代が住み、子どもの元気な声がそこいらじゅうで響くまちになってほしいと思うのです。

海老名の教育に携わる私（私たち）の使命は、そこにあるのだろうなと思うのです。



以上でございます。

報告第21号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和元年9月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

令和元年9月1日付け

課	長	級	1名
係	長	級	1名
				2名

令和元年 9 月 1 日付け

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
くしもと よしゆき 栗本 欣幸	教育総務課主幹（兼）総務係長	シティプロモーション課主幹 （兼）広報係長	兼務発令
【係長級】			
あへ まさふみ 阿部 優文	教育総務課副主幹	教育総務課総務係長	

報告第22号

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し一部改正したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部を改正したため

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の 一部改正について

1. 一部改正理由

中学校部活動大会派遣事業において、現行の補助金の限度額では対応できない状況が想定されるため、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱を一部改正し、その対応を図る。

2. 一部改正内容

第4条本文に、「ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。」を追加する。

3. 施行日

令和元年9月6日施行

4. 新旧対照表

別紙の通り

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、関東大会等に部活動の選手を派遣する海老名市中学校部活動大会派遣事業に係る保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、関東大会以上の大会（以下「関東大会等」という。）に出場登録された部活動の選手（以下「登録選手」という。）及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手（以下「登録外選手」という。）の事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）又は県大会の予選会を経ていること。
- (2) 関東大会等が県外で開催されること。ただし、第4条に規定する運搬費についてはこの限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、第2条の要件を満たす事業を実施する海老名市中学校の部活動団体（以下「部活動団体」という。）とし、代表は各中学校の顧問とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とし、予算で定める額を限度とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とする。
- (2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往

復運搬費とする。

- (3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする部活動団体の代表者(以下「申請者」という。)は、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、事業開始の3日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知書を受けたときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付(変更・中止)申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、交付決定額の10%以内の変更で市長が認めたものは、変更交付申請は不要とする。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは承認し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付(変更・中止)決定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて、20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知する。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地

名称

代表者氏名

印

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書

海老名市中学校部活動大会派遣事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額

円

2 事業目的

3 事業期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

海〇〇〇第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金の交付について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、当該補助金を他の用途に使用したとき又は補助金交付条件等に違反したときは、この補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

印

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金として、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カカナ)

年 月 日

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 円

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定した海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 円

3 補助条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

印

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書

年 月 日付けで海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金の交付を受けた事業が完了したので、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名 海老名市中学校部活動大会派遣事業
- 2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市中学校部活動大会派遣事業について、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

記

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p style="text-align: center;">海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条 略 (補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とし、予算で定める額を限度とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>第4条(1)から第14条 略</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年9月6日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条 略 (補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とし、予算で定める額を限度とする。</p> <p>第4条(1)から第14条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。</p>

議案第26号

海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部改正について、議決を求める。

令和元年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部を改正したいため

海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費 支給要綱の一部改正について

1 修学旅行積立費の新設について

(1) 現状

- ・ 修学旅行費について、中学校3年生での認定者に修学旅行実施後に精算払い
- ・ 保護者は旅行業者へ一括払い・分割払い(積立)

(2) 課題・懸案事項

- ・ 8割が2年生中に支払っているのに3年生で支給している。
- ・ 2年生で認定され、3年で否認定の世帯では支援が必要な2年生時に支援されていない。逆に2年生では否認定で3年生では認定の世帯では、支援が不要な2年生時の支払いに対して3年生時に支援されている。

(3) 対応策

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部を改正し、保護者が実際に支払いを行う時期(中学校2年生時)に支援を行えるようにする。

2 支給額の引き上げについて

(1) 概要

要保護児童生徒援助費補助金の基準額が別紙のとおり引き上げとなったことから、海老名市スクールライフサポート実施要綱及び海老名市要保護者就学援助費支給要綱の一部を改正し、当市の支給金額引き上げを行う。

※これまでは、新入学用品費以外の費目については国基準額に準じている。

(2) 支給額(新旧支給額比較)

費目	小 中 別	スクールライフサポート			要保護児童生徒		
		新	旧	差額	新	旧	差額
学用品費	小	11,520円	11,420円	100円	-	-	-
	中	22,510円	22,320円	190円	-	-	-
通学用品費	小	2,250円	2,230円	20円	-	-	-
	中				-	-	-
校外活動費 (宿泊なし)	小	1,580円	1,570円	10円	-	-	-
	中				2,290円	2,270円	20円
校外活動費 (宿泊あり)	小	3,650円	3,620円	30円	-	-	-
	中				6,150円	6,100円	50円
新入学用品費等	小	50,480円	50,480円	-	-	-	-
	中	63,600円	63,600円	-	-	-	-
修学旅行費	小	21,670円	21,490円	180円	21,670円	21,490円	180円
	中	60,300円	57,590円	2,710円	60,300円	57,590円	2,710円
給食費	小	実費額	実費額	-	-	-	-
	中				-	-	-

※要保護児童生徒は修学旅行費以外の費目については、生活保護費から支給されている。

令和元年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）
 予算単価及び国庫補助限度単価

区 分	令和元年度予算		参考：平成30年度予算	
	予算単価 (円)	国庫補助 限度単価 (円)	予算単価 (円)	国庫補助 限度単価 (円)
1 学用品費				
小	11,520	5,760	11,420	5,710
中	22,510	11,255	22,320	11,160
2 通学用品費（第1学年を除く）				
小	2,250	1,125	2,230	1,115
中	2,250	1,125	2,230	1,115
3 校外活動費				
(1) 宿泊を伴わないもの				
小	1,580	790	1,570	785
中	2,290	1,145	2,270	1,135
(2) 宿泊を伴うもの				
小	3,650	1,825	3,620	1,810
中	6,150	3,075	6,100	3,050
4 体育実技用具費				
小 スキー	26,240	13,120	26,020	13,010
中 柔道	7,570	3,785	7,510	3,755
剣道	52,380	26,190	51,940	25,970
スキー	37,650	18,825	37,340	18,670
5 新入学児童生徒学用品費等				
小	50,600	25,300	40,600	20,300
中	57,400	28,700	47,400	23,700
6 修学旅行費				
小	21,670	※1	21,490	※1
中	60,300	※1	57,590	※1
7 通学費				
小	39,620	※2	39,290	※2
中	80,070	※2	79,410	※2
8 クラブ活動費				
小	2,730	1,365	2,710	1,355
中	29,850	14,925	29,600	14,800
9 生徒会費				
小	4,610	2,305	4,570	2,285
中	5,500	2,750	5,450	2,725
10 PTA会費				
小	3,410	1,705	3,380	1,690
中	4,220	2,110	4,190	2,095
11 卒業アルバム代等				
小	10,890	5,445	—	—
中	8,710	4,355	—	—

※1 修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費における児童生徒一人あたりの平均支給額の2分の1の額が、国庫補助限度単価である。

※2 通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価である。

海老名市スクールライフサポート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、スクールライフサポートとして就学に必要な援助費（以下「援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱による援助費の支給の対象者（以下「対象者」という。）は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第1項の規定により翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の者（以下「就学予定者」という。）の保護者（施行令第9条第1項に規定する区域外就学（以下「区域外就学」という。）を海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可した者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。

ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者（世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。）

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者

ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が減免されている者

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が減免されている者

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づき国民健康保険料が減免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国民健康保険税が減免されている者若しくは地方税法第15条第1項の規定により国民健康保険税

にかかる徴収猶予を受けている者

カ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者

キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の 1.4 倍以下の者

(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。

(援助の費目及び援助額)

第 3 条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。

2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第 5 条第 1 項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。

3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。

4 援助の費目のうち通学費については、施行令第 8 条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。

(申請)

第 4 条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を經由して教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。

3 申請者は、教育委員会が指定する日までに第 4 条第 1 項の規定による申請をしなければ

ならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支給認定の可否を決定する。

2 前項の規定により支給の認定をしたときは、海老名市スクールライフサポート認定通知書(第2号様式)により校長を経由して認定者に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を認定したときは、認定者に直接通知するものとする。

(支給の手続)

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を支給する。

2 教育委員会は、支給内容を認定者及び校長に対し通知する。

3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。

4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再支給)

第7条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再支給することができる。

(変更の届出等)

第8条 認定者は、第4条1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けた者は、教育委員会に直接届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、スクールライフサポートの継続について再審査の可否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断したときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(取消し及び返還)

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。

(2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が支給されているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

《平成29年4月1日・制定》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成31年1月1日・一部改正》

《平成31年2月1日・一部改正》

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	1,520円	1年生※2	5,510円
	2年～6年	11,520円	2年・3年	22,510円
通学用品費 ※3	2年～6年	2,250円	2年・3年	2,250円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	50,480円	1年生※6	63,600円
	1年生※6			
	6年生※7	63,600円		
校外活動費（宿泊なし） ※8		1,580円		2,290円
校外活動費（宿泊あり） ※8		3,650円		6,150円
修学旅行費※8		21,670円		60,300円
修学旅行積立費※8		—		60,300円
通学費		実費額		実費額
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む		実費額		実費額

備考

別表中の用語については、次のとおりとする。

- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）、修学旅行費及び修学旅行積立費については、上記金額を上限額とする。

第1号様式(第4条関係) その1

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

年 月 日

申請者 (保護者) 住所 氏名・印 電話 ()

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。

また、世帯状況の変化や、所得額の更正などにより、援助費の受給額に余剰を生じた場合は、速やかに返還することを誓約します。

(※)海老名市教育委員会より支給される援助費のうち、学校給食費(中学校はミルク給食のみ)を、海老名市に、また、給食弁当の料金及び修学旅行積立費を業者に直接支払うことに同意します。また、額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※学校給食費、給食弁当の料金及び修学旅行積立費の直接払いは、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、上記「(※)海老名市教育委員会より……同意します。」の部分を重ね線で削除してください。同意されない場合には、支払いが確認できた後に支給します。

援助を受けたい児童生徒名	フリガナ	児童生徒から見た続柄	生年月日(年齢)	学校名(新)学年	勤務先名称(パート・非常勤含む)又は在学校名・在園名、学年等	所得の有無 ※カッコ内に税申告上の扶養者名を記入してください。
世帯の状況(お子さんと生計を共にする方全員)	氏名	本人	平成 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ ・ (歳)			有 ・ 無 ()

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名又は記名捺印をお願いします。
 ※ 年 月 日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や 年度市県民税課税証明書等。コピー可。)の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に 年 月 日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 氏名 氏名
 氏名 氏名 氏名

※ 下記について、該当するものに☑、又は記入をしてください。

住居 □持家 □借家 □マンション・アパート □その他()
 □賃貸 家賃月額 円 ※賃貸の場合には賃貸借契約書等のコピーの提出が必要です。(所得審査の方のみ)
 □その他() ※住宅貸付資金返済のための住宅ローン等ではありません
 ※親族等に部屋代として支払っている場合は、賃貸ではありません

◎ 病気療養中や失業中の者がいる場合
 氏名 失業中 ・ 病気療養中(病名:)
 期間 年 月 日～ 年 月 現在まで ※病名については差し支えなければご記入ください。

第1号様式(第4条関係) その2

◎ 援助費の振込先口座			
※ 前年度にスクールライフサポートを受けている方は、できるだけ同じ口座にしてください。 ※ の口座を指定する場合は、通帳を確認し、必ず振込用の口座番号を記入してください。 ※ 学校から現金での受取を希望する場合は、口座番号を記入せず、別途委任状を提出してください。			
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 本所・支所	種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ		店番号	口座番号(7ケタ)
口座名義人 (保護者に限る)			
◎ スクールライフサポートの受給状況	<input type="checkbox"/> 前年度受けていた <input type="checkbox"/> 受けたことがある(年度) <input type="checkbox"/> 今回初めて申請した <input type="checkbox"/> 他市区町村で受けていた【 年度、 市・区・町・村】		
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護をうけていた。(年 月 日 停止・廃止) ※婚姻等による廃止では、認定できませんので、別の理由にて申請してください。 <input type="checkbox"/> 市民税の減免を受けている。(※減免決定通知書(コピー)の添付が必要です。) <input type="checkbox"/> 国民年金保険料や国民健康保険税の減免等を受けている。(※減免決定通知書等(コピー)の添付が必要です。) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の支給を受けている。【児童扶養手当証書番号 第 [] (※児童扶養手当は、「児童手当」、「特別児童扶養手当」ではありません。) <input type="checkbox"/> 災害()により避難してきたため。 <input type="checkbox"/> 職業が不安定で生活が苦しい、その他。(理由や生活状況を具体的に記入してください。) _____ _____ _____		
	◎ 世帯の状況の変化について		
※ 前年度に海老名市でスクールライフサポートを受けていた方はご記入ください。 前年度と比べて世帯構成、世帯の収入及び状況等は変化しましたか？ <input type="checkbox"/> 特に変化はない。 <input type="checkbox"/> 世帯構成が変わった。(どのように? : _____) <input type="checkbox"/> 収入が 増えた / 減った。(状況等 : _____) <input type="checkbox"/> その他 (状況等 : _____)			
◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について(任意記入)			
<input type="checkbox"/> 審査の結果、認定となった場合、4月中の第1回目の支給を希望します。 ※4月中の支給を希望される場合には、 年 月 日 () までに必要な書類を添付のうえ、申請する必要がございますのでご注意ください。 ※所得審査が必要な方については、所得がわかる書類(源泉徴収票等)が必要となります。何らかの事情により添付ができない場合には、就学支援課までご相談ください。			

※※※ 学校使用欄 ※※※

◀ スクールライフサポート実施に伴う学校長所見 ▶ 当該児童生徒のスクールライフサポートの申請を認める。
 特記事項 _____

当該申請者について、上記のとおり報告します。

年 月 日

海老名市立

学校

海老名市教育委員会 殿

校長

印

※※※ 教育委員会使用欄 ※※※

--

<input type="checkbox"/> 認定 () <input type="checkbox"/> 当初 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 非認定	生保 減免 児扶 所得 他()
---	------------------------------

年 月 日

学校
様
(さん分)

海老名市教育委員会

海老名市スクールライフサポート認定通知書

標記について、次のとおり認定しましたので通知します。

認定年月日	年	月	日
-------	---	---	---

※下記表に金額の記載があっても、上記「認定年月日」前の行事等及び学校給食費については、支給の対象になりませんのでご注意ください。

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	1,520円	1年生※2	5,510円
	2年～6年	11,520円	2年・3年	22,510円
通学用品費 ※3	2年～6年	2,250円	2年・3年	2,250円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	50,480円	1年生※6	63,600円
	1年生※6			
	6年生※7	63,600円		
校外活動費（宿泊なし） ※8		1,580円		2,290円
校外活動費（宿泊あり） ※8		3,650円		6,150円
修学旅行費※8		21,670円		60,300円
修学旅行積立費※8		—		60,300円
通学費		実費額		実費額
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む		実費額		実費額

- 上記の金額は、「年額」で、「限度額」となっています。「限度額」以内であっても、支給対象とならない費目があります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等については、認定年月日が4月1日の認定者のみの支給となります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は認定後の最初の支給日に、その他については、行事等実施後に支給となります。
- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）、修学旅行費及び修学旅行積立費については、上記金額を上限額とする。

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>海老名市スクールライフサポート実施要綱 (案)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、スクールライフサポートとして就学に必要な援助費 (以下「援助費」という。) を支給することについて必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱による援助費の支給の対象者 (以下「対象者」という。) は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒 (以下「児童生徒」という。) 及び学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。) 第5条第1項の規定により翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の者 (以下「就学予定者」という。) の保護者 (施行令第9条第1項に規定する区域外就学 (以下「区域外就学」という。) を海老名市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が許可した者を含む。) のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。</p> <p>ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者 (世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。)</p> <p>イ 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者</p> <p>ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が減免されている者</p> <p>エ 国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が減免されている者</p> <p>オ 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第77条に基づき国民健康保険料が減免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国民健康保険税が減免されている者若しくは地方税法第15条第1項の規定により国民健康保険税にかかる徴収猶予を受けている者</p>	<p>海老名市スクールライフサポート実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、スクールライフサポートとして就学に必要な援助費 (以下「援助費」という。) を支給することについて必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱による援助費の支給の対象者 (以下「対象者」という。) は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒 (以下「児童生徒」という。) 及び学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。) 第5条第1項の規定により翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の者 (以下「就学予定者」という。) の保護者 (施行令第9条第1項に規定する区域外就学 (以下「区域外就学」という。) を海老名市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が許可した者を含む。) のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。</p> <p>ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者 (世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。)</p> <p>イ 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者</p> <p>ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が減免されている者</p> <p>エ 国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が減免されている者</p> <p>オ 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第77条に基づき国民健康保険料が減免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国民健康保険税が減免されている者若しくは地方税法第15条第1項の規定により国民健康保険税にかかる徴収猶予を受けている者</p>

カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者

キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の1.4倍以下の者

(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。

(援助の費目及び援助額)

第3条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。

2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第5条第1項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。

3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。

4 援助の費目のうち通学費については、施行令第8条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。

3 申請者は、教育委員会が指定する日までに第4条第1項の規定による申請をしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者

キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の1.4倍以下の者

(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。

(援助の費目及び援助額)

第3条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。

2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第5条第1項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。

3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。

4 援助の費目のうち通学費については、施行令第8条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。

3 申請者は、教育委員会が指定する日までに第4条第1項の規定による申請をしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは支給認定の可否を決定する。

- 2 前項の規定により支給の認定をしたときは、海老名市スクールライフサポート認定通知書（第2号様式）により校長を経由して認定者に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を認定したときは、認定者に直接通知するものとする。

（支給の手続）

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を支給する。

- 2 教育委員会は、支給内容を認定者及び校長に対し通知する。
- 3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

（援助費の再支給）

第7条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再支給することができる。

（変更の届出等）

第8条 認定者は、第4条1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けた者は、教育委員会に直接届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、スクールライフサポートの継続について再審査の要否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断したときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。

（取消し及び返還）

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。
- 2 市長は、前項の規定により援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が支給されているときは、その

適当と認めるときは支給認定の可否を決定する。

- 2 前項の規定により支給の認定をしたときは、海老名市スクールライフサポート認定通知書（第2号様式）により校長を経由して認定者に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を認定したときは、認定者に直接通知するものとする。

（支給の手続）

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を支給する。

- 2 教育委員会は、支給内容を認定者及び校長に対し通知する。
- 3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

（援助費の再支給）

第7条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再支給することができる。

（変更の届出等）

第8条 認定者は、第4条1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けた者は、教育委員会に直接届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、スクールライフサポートの継続について再審査の要否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断したときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。

（取消し及び返還）

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。
- 2 市長は、前項の規定により援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が支給されているときは、その

返還を命ずることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

《平成29年4月1日・制定》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成31年1月1日・一部改正》

《平成31年2月1日・一部改正》

返還を命ずることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

《平成29年4月1日・制定》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成31年1月1日・一部改正》

別表 (第3条関係)

援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	<u>1,520円</u>	1年生※2	<u>5,510円</u>
	2年～6年	<u>11,520円</u>	2年・3年	<u>22,510円</u>
通学用品費 ※3	2年～6年	<u>2,250円</u>	2年・3年	<u>2,250円</u>
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	50,480円	1年生※6	63,600円
	1年生※6			
	6年生※7	63,600円		
校外活動費(宿泊なし) ※8		<u>1,580円</u>		<u>2,290円</u>
校外活動費(宿泊あり) ※8		<u>3,650円</u>		<u>6,150円</u>
修学旅行費※8		<u>21,670円</u>		<u>60,300円</u>
<u>修学旅行積立費※8</u>		<u>—</u>		<u>60,300円</u>
通学費		実費額		実費額
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む		実費額		実費額

備考別表中の用語については、次のとおりとする。

- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。

別表 _____

援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	<u>1,420円</u>	1年生※2	<u>5,320円</u>
	2年～6年	<u>11,420円</u>	2年・3年	<u>22,320円</u>
通学用品費 ※3	2年～6年	<u>2,230円</u>	2年・3年	<u>2,230円</u>
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	50,480円	1年生※6	63,600円
	1年生※6			
	6年生※7	63,600円		
校外活動費(宿泊なし) ※8		<u>1,570円</u>		<u>2,270円</u>
校外活動費(宿泊あり) ※8		<u>3,620円</u>		<u>6,100円</u>
修学旅行費※8		<u>21,490円</u>		<u>57,590円</u>
_____		<u>—</u>		<u>_____</u>
通学費		実費額		実費額
学校給食費 ※中学校配食弁当代含む		実費額		実費額

- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。

※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。

※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）、修学旅行費及び修学旅行積立費については、上記金額を上限額とする。

※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。

※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）及び修学旅行費 _____ については、上記金額を上限額とする。

第1号様式(第4条関係) その1

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

住所 申請者氏名・印 電話

年月日

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。また、世帯状況の変化や、所得額の変更に伴って、速やかに返還することをご承諾します。

(※)海老名市教育委員会より支給される援助費のうち、学校給食費(中学校はミルック給食のみ)を、海老名市に、また、給食費相当の料金を業者へ直接支払うことに同意します。また、額に変更があったときは海老名市で精算することにご同意します。

※学校給食費、給食費相当の料金を業者へ直接支払うことにご同意し、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、申請が承認されません。

※住所録検索費及び給食費相当の料金を市教育委員会より、……、同意します。この部分を、申請で削除してください。

Table with columns: 援助を受けたい児童生徒名, 学年, 小学校, 新学年, 生年月日, 年齢, 所得の有無, 世帯状況, 本人, 明・大・昭・平・令, 有・無

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名又は記名捺印をお願いします。
※ 年月日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や、年度市県民税課税証明書等、コピー可。)の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に年月日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 氏名 氏名 氏名

※ 下記について、該当するものに☑、又は記入をしてください。

住居: 持家, 借家, マンション, アパート, その他
病気療養中や失業中の者がいる場合: 失業中, 病気療養中(病名)

第1号様式(第4条関係) その1

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

住所 申請者氏名・印 電話

年月日

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。また、世帯状況の変化や、所得額の変更に伴って、速やかに返還することをご承諾します。

(※)海老名市教育委員会より支給される援助費のうち、学校給食費(中学校はミルック給食のみ)を、海老名市に、また、給食費相当の料金を業者へ直接支払うことに同意します。また、額に変更があったときは海老名市で精算することにご同意します。

※学校給食費、給食費相当の料金を業者へ直接支払うことにご同意し、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、申請が承認されません。

※住所録検索費及び給食費相当の料金を市教育委員会より、……、同意します。この部分を、申請で削除してください。

Table with columns: 援助を受けたい児童生徒名, 学年, 小学校, 新学年, 生年月日, 年齢, 所得の有無, 世帯状況, 本人, 明・大・昭・平・令, 有・無

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名又は記名捺印をお願いします。
※ 年月日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や、年度市県民税課税証明書等、コピー可。)の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に年月日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 氏名 氏名 氏名

※ 下記について、該当するものに☑、又は記入をしてください。

住居: 持家, 借家, マンション, アパート, その他
病気療養中や失業中の者がいる場合: 失業中, 病気療養中(病名)

学校
様
(さん分)

海老名市教育委員会

海老名市スクールライフサポート認定通知書

標記について、次のとおり認定しましたので通知します。

認定年月日 年 月 日

※下記表に金額の記載があっても、上記「認定年月日」前の行事等及び学校給食費については、支給の対象になりませんのでご注意ください。

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生※2	1,520円
	2年～3年	22,510円
通学用品費 ※3	2年～6年	2,250円
	2年～3年	2,250円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	50,480円
	1年生※6	63,600円
	6年生※7	63,600円
校外活動費(宿泊なし) ※8	1,580円	2,290円
校外活動費(宿泊あり) ※8	3,650円	6,150円
修学旅行費※8	21,670円	60,300円
修学旅行積立費※8	二	60,300円
通学費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
※中学校給食費が該当含む		

- 上記の金額は、「年額」で、「限度額」となっています。「限度額」以内であっても、支給対象とならない費目があります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等については、認定年月日が4月1日の認定者のみの支給となります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は認定後の最初の支給日に、その他については、行事等実施後に支給となります。
- ※1 通常必要とする学用品(児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品)の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等の支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費(宿泊なし)、校外活動費(宿泊あり)、修学旅行費及び修学旅行積立費については、上記金額を上限額とする。

学校
様
(さん分)

海老名市教育委員会

海老名市スクールライフサポート認定通知書

標記について、次のとおり認定しましたので通知します。

認定年月日 年 月 日

※下記表に金額の記載があっても、上記「認定年月日」前の行事等及び学校給食費については、支給の対象になりませんのでご注意ください。

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生※2	1,420円
	2年～6年	11,420円
通学用品費 ※3	2年～6年	2,230円
	2年～3年	2,230円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	50,480円
	1年生※6	63,600円
	6年生※7	63,600円
校外活動費(宿泊なし) ※8	1,570円	2,270円
校外活動費(宿泊あり) ※8	3,620円	6,100円
修学旅行費※8	21,490円	57,590円
通学費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
※中学校給食費が該当含む		

- 上記の金額は、「年額」で、「限度額」となっています。「限度額」以内であっても、支給対象とならない費目があります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等については、認定年月日が4月1日の認定者のみの支給となります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は認定後の最初の支給日に、その他については、行事等実施後に支給となります。
- ※1 通常必要とする学用品(児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品)の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費(宿泊なし)、校外活動費(宿泊あり)及び修学旅行費については、上記金額を上限額とする。

海老名市要保護者就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、就学に必要な援助費（以下「援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱による援助費の支給の対象者（以下「要保護者」）は、海老名市内に居住する生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条1項に規定する被保護者であって、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒の保護者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項に規定する区域外就学（以下「区域外就学」という。）を海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可した者を含む。）とする。

(援助の費目及び援助額)

第3条 就学援助の費目及び援助額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、下記金額を上限額とする。

(1) 修学旅行費

ア 小学校 21,670円

イ 中学校 60,300円

(要保護者の認定)

第4条 教育委員会は、海老名市福祉事務所から送付される生活保護世帯名簿等により、児童生徒を学齢簿にて在籍状況を確認した後、要保護者として認定する。

2 教育委員会は前項の規定により要保護者として認定したときは、当該児童生徒が所属する学校の学校長（以下「校長」という。）に対し、生活保護世帯名簿又は生活保護各課等連絡票により連絡するものとする。

3 第1項の規定による認定の効果は、当該年度の終了をもって消滅する。

(支給の手続)

第5条 教育委員会は、要保護者の指定する口座への振込又は校長を経由した要保護者への

金銭給付によって援助費を支給する。

- 2 教育委員会は、第1項の規定により支給した内容を要保護者に通知するとともに、校長に報告する。
- 3 要保護者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、予め校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、校長に対して当該委任状の提出があった場合は、校長は速やかにこれを教育委員会へ送付しなければならない。
- 4 金銭給付を行った時は、校長は領収書を作成し、要保護者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再支給)

第6条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、この限りではない。

(認定の解除)

第7条 教育委員会は、次の場合において、第4条の規定による認定を解除する。

- (1) 要保護者の生活保護が停止又は廃止になった場合
- (2) 要保護者が市外へ転出した場合

(要保護者の異動)

第8条 教育委員会は要保護者の異動があった時は、海老名市福祉事務所より送付される生活保護各課等連絡票により、校長に連絡するものとする。

- 2 校長は前項の規定による連絡を受けた時は、異動する学校の間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

« 平成 29 年 4 月 1 日 ・ 制定 »

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>海老名市要保護者就学援助費支給要綱 (案) (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童及び生徒 (以下「児童生徒」という。) の保護者に対し、就学に必要な援助費 (以下「援助費」という。) を支給することについて必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱による援助費の支給の対象者 (以下「要保護者」) は、海老名市内に居住する生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条 1 項に規定する被保護者であって、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒の保護者 (学校教育法施行令 (昭和 28 年政令第 340 号) 第 9 条第 1 項に規定する区域外就学 (以下「区域外就学」という。) を海老名市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が許可した者を含む。) とする。</p> <p>(援助の費目及び援助額)</p> <p>第3条 就学援助の費目及び援助額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、下記金額を上限額とする。</p> <p>(1) 修学旅行費</p> <p>ア 小学校 21,670 円</p> <p>イ 中学校 60,300 円</p> <p>(要保護者の認定)</p> <p>第4条 教育委員会は、海老名市福祉事務所から送付される生活保護世帯名簿等により、児童生徒を学齢簿にて在籍状況を確認した後、要保護者として認定する。</p> <p>2 教育委員会は前項の規定により要保護者として認定したときは、当該児童生徒が所属する学校の学校長 (以下「校長」という。) に対し、生活保護世帯名簿又は生活保護各課等連絡票により連絡するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による認定の効果は、当該年度の終了をもって消滅する。</p> <p>(支給の手続)</p> <p>第5条 教育委員会は、要保護者の指定する口座への振込又は校長を経由した要保護者への金銭給付によって援助費を支給する。</p>	<p>海老名市要保護者就学援助費交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童及び生徒 (以下「児童生徒」という。) の保護者に対し、就学に必要な援助費 (以下「援助費」という。) を交付することについて必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱による援助費の交付の対象者 (以下「要保護者」) は、海老名市内に居住する生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条 1 項に規定する被保護者であって、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒の保護者 (学校教育法施行令 (昭和 28 年政令第 340 号) 第 9 条第 1 項に規定する区域外就学 (以下「区域外就学」という。) を海老名市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が許可した者を含む。) とする。</p> <p>(援助の費目及び援助額)</p> <p>第3条 就学援助の費目及び援助額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、下記金額を上限額とする。</p> <p>(1) 修学旅行費</p> <p>ア 小学校 21,490 円</p> <p>イ 中学校 57,590 円</p> <p>(要保護者の決定)</p> <p>第4条 教育委員会は、海老名市福祉事務所から送付される生活保護世帯名簿等により、児童生徒を学齢簿にて在籍状況を確認した後、要保護者として決定する。</p> <p>2 教育委員会は前項の規定により要保護者として決定したときは、当該児童生徒が所属する学校の学校長 (以下「校長」という。) に対し、生活保護世帯名簿又は生活保護各課等連絡票により連絡するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による決定の効果は、当該年度の終了をもって消滅する。</p> <p>(交付の手続)</p> <p>第5条 教育委員会は、要保護者の指定する口座への振込又は校長を経由した要保護者への金銭給付によって援助費を交付する。</p>

2 教育委員会は、第1項の規定により**支給**した内容を要保護者に通知するとともに、校長に報告する。

3 要保護者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、予め校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、校長に対して当該委任状の提出があった場合は、校長は速やかにこれを教育委員会へ送付しなければならない。

4 金銭給付を行った時は、校長は領収書を作成し、要保護者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再**支給**)

第6条 援助費の再**支給**は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、この限りではない。

(**認定**の解除)

第7条 教育委員会は、次の場合において、第4条の規定による**認定**を解除する。

- (1) 要保護者の生活保護が停止又は廃止になった場合
- (2) 要保護者が市外へ転出した場合

(要保護者の異動)

第8条 教育委員会は要保護者の異動があった時は、海老名市福祉事務所より送付される生活保護各課等連絡票により、校長に連絡するものとする。

2 校長は前項の規定による連絡を受けた時は、異動する学校の間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、援助費の**支給**に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

《平成29年4月1日・制定》

2 教育委員会は、第1項の規定により**交付**した内容を要保護者に通知するとともに、校長に報告する。

3 要保護者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、予め校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、校長に対して当該委任状の提出があった場合は、校長は速やかにこれを教育委員会へ送付しなければならない。

4 金銭給付を行った時は、校長は領収書を作成し、要保護者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再**交付**)

第6条 援助費の再**交付**は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、この限りではない。

(**決定**の解除)

第7条 教育委員会は、次の場合において、第4条の規定による**決定**を解除する。

- (1) 要保護者の生活保護が停止又は廃止になった場合
- (2) 要保護者が市外へ転出した場合

(要保護者の異動)

第8条 教育委員会は要保護者の異動があった時は、海老名市福祉事務所より送付される生活保護各課等連絡票により、校長に連絡するものとする。

2 校長は前項の規定による連絡を受けた時は、異動する学校の間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、援助費の**交付**に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。